

ご回答送付先のFAX番号：088-621-2832（徳島県次世代交通課）

タクシーサービスに関するアンケート調査票（1枚目 / 2枚中）【法人タクシー事業者様】

【問1】ご回答者様のご連絡先などのご記入をお願いします。

①事業者名		②主たる営業所の住所	
③ご担当者のお名前		④電話番号	

【問2】貴社の従業員数及び従業員のうちの運転者数、営業用車両の車両数を教えてください。

①従業員数		②従業員のうち運転者数 (常勤 / パートタイム)	(常勤) 人	(パートタイム) 人
③営業用車両の車両数		④営業時間・定休日	(始業時間～終業時間)	(定休日)
⑤営業時間中の稼働車両数	朝 (6時～10時) 台	日中 (10時～17時) 台	夜 (17時～22時) 台	深夜 (22時～6時) 台

【問3】貴社が主に運行しているエリアを教えてください。

(例：〇〇町の全域、■ ■市内のうち△△地区、□□地区 など)

(回答欄)

【問4】貴社において、タクシー事業の他にしている輸送サービス事業を教えてください。

※該当する□の欄に○をご記入ください。(複数回答可)

<input type="checkbox"/> 1 路線バス事業	<input type="checkbox"/> 5 企業、店舗、病院から委託を受けた送迎事業
<input type="checkbox"/> 2 コミュニティバス事業	<input type="checkbox"/> 6 タクシー事業のほかは行っていない
<input type="checkbox"/> 3 貸切バス事業	<input type="checkbox"/> 7 その他 ⇒ その他の内容を以下の欄にご記入ください。
<input type="checkbox"/> 4 スクールバス事業	(その他の内容)

【問5】タクシー事業を継続するための課題について教えてください。

(1) 営業することが難しい時間帯はありますか。ある場合は、その時間帯について、要因も含めてご記入ください。

(例：運転手が高齢になっており夜間の営業をやめているため、●時～●時の間は、配車依頼を断っている。

予約依頼があっても、運転手不足のため、早朝の■時～■時の間は運転手が確保できないことから、依頼を断っている。 など)

(回答欄)

(2) 貴社の交通圏内で営業が難しい地域はありますか。ある場合は、その地域について、要因も含めてご記入ください。

(例：交通圏内でも、〇〇地区は自社の営業所から遠く、配車に時間がかかるためサービス提供が難しい。 など)

(回答欄)

(3) そのほか、事業を継続するに当たっての課題があればご記入ください。

(例：従業員や運転手の高齢化などにより営業時間を短縮せざるを得ない状況になりそう。運転手を募集しても応募がない。 など)

(回答欄)

【問6】令和5年9月の運賃改定は、タクシー事業の運営に影響はありましたか。

(例：売上が増えたことにより、運転手の給与が上昇し、運転手の採用にもつながっている。 など)

(回答欄)

タクシーサービスに関するアンケート調査票（2枚目 / 2枚中） 【法人タクシー事業者様】

【問7】運転手の確保など、タクシーサービスを充実していくために取り組むべきことや取り組みたいことはありますか。

（例：運転手を確保するための採用活動の強化、配車の効率化、デマンド交通などの新たなサービスの展開 など）

（回答欄）

【問8】地域住民や観光客の方などの移動支援、移動手段の確保に関してのご意見をご自由にご記入ください。

（地域での移動支援や移動手段の確保について、タクシー事業者様としての関わり方などのアイデア・ご意見など）

（回答欄）

【問9】令和5年10月から順次行われているタクシー事業に関する規制緩和について教えてください。

※規制緩和の内容は、「参考資料1」をご参照ください。

（1） 規制緩和の内容についてどのような期待をしていますか、期待する内容についてご記入ください。

（回答欄）

（2） 規制緩和の内容を活用した取組を行っている、または、行う予定はありますか。行っている、または予定がある場合は、その内容についてご記入ください。

（回答欄）

【問10】令和5年12月20日に国のデジタル行財政改革会議から「タクシー・バス等のドライバーの確保、地域の自家用車・ドライバーの活用」として、ドライバーになり易くする制度改正や地域の自家用車や、一般ドライバーを活かしたライドシェア制度の創設、自家用有償旅客運送制度の改善などの今後の取組の方向性の案が発表されましたが、この内容についてのご意見をご自由にご記入ください。

※発表の内容等は、「参考資料2-1」、「参考資料2-2」をご参照ください。

（回答欄）

―― アンケートは以上です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。――

回答の期限：令和6年1月18日（木）まで

恐れ入りますが、アンケート調査票（2枚）を以下のいずれかの方法により、ご返送いただけたら幸いです。

【F A X】 次のF A X番号あてにご送信をお願いします。

088-621-2832（徳島県次世代交通課のF A X番号）

【郵 送】 次の宛先にご送付をお願いします。

〒770-8570 徳島市万代町1-1 徳島県次世代交通課 山田あて

【メール】 次のメールアドレスあてにご送信をお願いします。

jisedaikoutsuka@pref.tokushima.jp（徳島県次世代交通課のメールアドレス）

タクシーサービスに関するアンケート調査票（1枚目 / 2枚中）【個人タクシー事業者様】

【問1】ご回答者様のご連絡先などのご記入をお願いします。

①事業者名		②主たる営業所の住所	
③ご担当者のお名前		④電話番号	

【問2】貴社の従業員数及び従業員のうちの運転者数、営業用車両の車両数を教えてください。

①従業員数		②従業員のうち運転者数 (常勤 / パートタイム)	(常勤) 人	(パートタイム) 人
③営業用車両の 車両数		④営業時間・定休日	(始業時間～終業時間)	(定休日)
⑤営業時間中の 稼働車両数	朝 (6時～10時) 台	日中 (10時～17時) 台	夜 (17時～22時) 台	深夜 (22時～6時) 台

【問3】貴社が主に運行しているエリアを教えてください。

(例：〇〇町の全域、■市内のうち△△地区、□□地区 など)

(回答欄)

【問4】貴社において、タクシー事業の他にを行っている輸送サービス事業を教えてください。

※該当する□の欄に○をご記入ください。（複数回答可）

<input type="checkbox"/> 1 路線バス事業	<input type="checkbox"/> 5 企業、店舗、病院から委託を受けた送迎事業
<input type="checkbox"/> 2 コミュニティバス事業	<input type="checkbox"/> 6 タクシー事業のほかは行っていない
<input type="checkbox"/> 3 貸切バス事業	<input type="checkbox"/> 7 その他 ⇒ その他の内容を以下の欄にご記入ください。
<input type="checkbox"/> 4 スクールバス事業	(その他の内容)

【問5】タクシー事業を継続するための課題について教えてください。

(1) 営業することが難しい時間帯はありますか。ある場合は、その時間帯について、要因も含めてご記入ください。

(例：夜間の営業は負担が大きく、●時以降は配車依頼を断っている。 など)

(回答欄)

(2) 貴社の交通圏内で営業が難しい地域はありますか。ある場合は、その地域について、要因も含めてご記入ください。

(例：交通圏内でも、〇〇地区は自社の営業所から遠く、配車に時間がかかるためサービス提供が難しい。 など)

(回答欄)

(3) そのほか、事業を継続するに当たっての課題があればご記入ください。

(例：従業員の高齢化などにより営業時間を短縮せざるを得ない状況になりそう。 など)

(回答欄)

【問6】令和5年9月の運賃改定は、タクシー事業の運営に影響はありましたか。

(例：売上が増えたことにより、従業員、運転手の給与が上昇した。 など)

(回答欄)

タクシーサービスに関するアンケート調査票（2枚目 / 2枚中）【個人タクシー事業者様】

【問7】運転手の確保など、タクシーサービスを充実していくために取り組むべきことや取り組みたいことはありますか。

（例：配車の効率化、デマンド交通などの新たなサービスの展開 など）

（回答欄）

【問8】地域住民や観光客の方などの移動支援、移動手段の確保に関してのご意見をご自由にご記入ください。

（地域での移動支援や移動手段の確保について、タクシー事業者様としての関わり方などのアイデア・ご意見など）

（回答欄）

【問9】令和5年10月から順次行われているタクシー事業に関する規制緩和について教えてください。

※規制緩和の内容は、「参考資料1」をご参照ください。

（1）規制緩和の内容についてどのような期待をしていますか、期待する内容についてご記入ください。

（回答欄）

（2）規制緩和の内容を活用した取組を行っている、または、行う予定はありますか。行っている、または予定がある場合は、その内容についてご記入ください。

（回答欄）

【問10】令和5年12月20日に国のデジタル行財政改革会議から「タクシー・バス等のドライバーの確保、地域の自家用車・ドライバーの活用」として、ドライバーになり易くする制度改正や地域の自家用車や、一般ドライバーを活かしたライドシェア制度の創設、自家用有償旅客運送制度の改善などの今後の取組の方向性の案が発表されましたが、この内容についてのご意見をご自由にご記入ください。

※発表の内容等は、「参考資料2-1」、「参考資料2-2」をご参照ください。

（回答欄）

―― アンケートは以上です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。――

回答の期限：令和6年1月18日（木）まで

恐れ入りますが、アンケート調査票（2枚）を以下のいずれかの方法により、ご返送いただけたら幸いです。

【徳島県個人タクシー協同組合に持参】徳島県個人タクシー協同組合にお越しの際に調査票をご持参いただき、事務所の職員の方にお預けください。

【FAX】次のFAX番号あてにご送信をお願いします。

088-621-2832（徳島県次世代交通課のFAX番号）

【郵送】次の宛先にご送付をお願いします。

〒770-8570 徳島市万代町1-1 徳島県次世代交通課 山田あて

【メール】次のメールアドレスあてにご送信をお願いします。

jisedaikoutsuuka@pref.tokushima.jp（徳島県次世代交通課のメールアドレス）

ラストワンマイル・モビリティ/自動車DX・GXに関する検討会について

令和5年11月16日徳島県タクシーサービスに関する勉強会(第1回)資料6 ラストワンマイル・モビリティに係る制度・運用の改善策(抜粋)

- タクシー、乗合タクシー等の「ラストワンマイル・モビリティ」に関する課題を総合的に検討するとともに、地域公共交通の確保に資する自動車交通分野のDX・GXを加速させるための方策を検討することを目的として、検討会を立上げ。

開催経緯

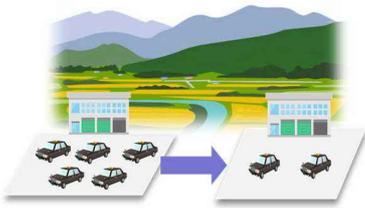
- 第1回 令和5年2月20日
- 第2回 令和5年3月22日
- 第3回 令和5年4月25日
- 第4回 令和5年5月22日
- 第5回 令和5年6月12日
- 第6回 令和5年6月23日

今後のスケジュール

「ラストワンマイル・モビリティに係る制度・運用の改善策」に関して、
 令和5年10月14日 パブリックコメント終了
 令和5年10月31日 法人タク処理方針・福祉限定処理方針改正
 今後順次 その他の改善策について関係省令の公布、施行予定

【①法人タクシーの営業所ごとの最低車両台数の緩和】

【②営業所等の施設設置要件の緩和】



一角を営業所、休憩施設や車庫として活用

事業継続性等の点から問題ないと**地方運輸局長等が認めた場合**には、**最低車両台数の緩和を認めることができることとし、柔軟に法人タクシー事業の維持や新規参入を行うことができるようにする。**

施設設置の際の、**使用権原の期間に関する要件、営業所と休憩施設・車庫の距離に関する要件や休憩施設・車庫を専用の区画にする要件を緩和**することにより、交通不便地域における**機動的なサービスの提供を可能とする**とともに、法人タクシー事業に係る**施設等の有効活用を促進**する。

ラストワンマイル・モビリティに係る制度・運用の改善策(抜粋)

【③地方部にUターン等した個人タクシー事業者の経験者の活用】



人口が30万人未満の地域においても、地域公共交通会議など地域における議論も勘案しつつ、地方運輸局長等が認めた場合については、**個人タクシーの営業を認める**。(1年以上の個人タクシー事業の実績のある者に限る)
 その際には、当該地域における地理や実情に通じた**法人タクシー事業者による運行管理を条件とする**。

【④乗合タクシー事業者における補完的な自家用車の活用】

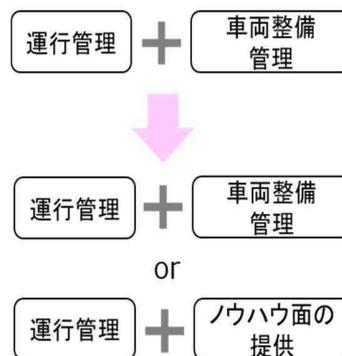


過疎地域において、予め定められた地域を運行する**乗合タクシーを展開**するに当たって、**地域公共交通会議等の協議が調った場合には、事業用自動車による輸送力を補完するために必要な範囲に限り、許可を受けた自家用自動車を輸送力補完のために活用**することができることとする。その際、**運転者は乗合タクシー事業者と雇用契約を締結し、同事業者が運行管理を行う**。

【⑤事業者協力型自家用有償旅客運送の活用促進】

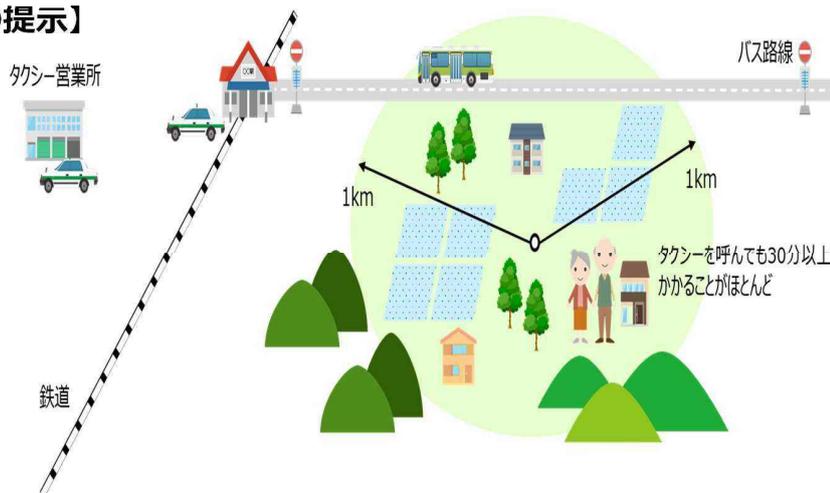
(交通事業者による協力類型の多様化)

- 事業者協力型自家用有償旅客運送制度の活用を促進するため、現行の一般旅客自動車運送事業者による協力類型（「運行管理の体制の整備」及び「整備管理の体制の整備」）に、自家用有償旅客運送の配車サービスを加える。



【⑥自家用有償旅客運送に係る交通空白地の目安の提示】

- 「**半径1km以内にバス停・駅がない地域であって、タクシーが恒常的に30分以内に配車されない地域**」は少なくとも交通空白地に該当する、という参考となる**目安**を示す。
- 上記目安に**該当しない地域**でも、地域公共交通会議等における**協議が調えば、交通空白地として自家用有償旅客運送を導入することは可能。**



参考資料2-1

令和5年12月20日 デジタル行財政改革会議（第3回）
資料15 デジタル行財政改革 中間とりまとめ（案）（抜粋）

【交通】

地域交通については、人口減少等に伴う交通需要の減少とコロナ禍が相まって、タクシー・バス等のドライバー不足が深刻化するとともに、急増するインバウンド観光や季節・時間帯等で変動する移動需要に的確に対応するサービス提供の仕組みも不足している。また、自動運転・ドローン等の新技術・サービスの社会的受容性が不足していること等から、これらの事業化にも遅れがみられる。

課題発掘対話においても、「地域の限られたリソースを活用し、支え合って移動の足を確保する仕組みが不十分」、「運転手の確保が困難」、「自動運転の事業性が未知数」といった課題が挙げられた。

（タクシー・バス等のドライバーの確保、地域の自家用車・ドライバーの活用）

深刻なタクシー・ドライバー不足を改善するため、ドライバーになり易い制度に改める。

具体的には、第二種免許取得に係る教習について、一日当たりの技能教習の上限時間を延長するとともに、教習内容の見直しを行うなど更なる効率化を図り、2024年4月以降できる限り早期から教習期間を大幅に短縮していく。また、道路運送法¹に基づきタクシー・ドライバーになるために課せられている法定研修の期間要件（10日）を撤廃し、研修の短縮を図る。さらに、タクシー業務適正化特別措置法²に基づき、一定の地域においてドライバーの登録に際して課されている地理試験について、2023年度中に廃止する。加えて、外国人のドライバーへの積極的な採用を可能とするべく、2024年4月以降に行う第二種免許試験を20言語に多言語化して実施することを可能とする。合わせて、違法な白タクの取締りを強化する。

また、現状のタクシー事業では不足している移動の足を、地域の自家用車や一般ドライバーを活かしたライドシェアにより補うこととし、すみやかにタクシー事業者の運行管理の下での新たな仕組みを創設する。

具体的には、都市部を含め、タクシーの配車アプリにより客観指標化されたデータに基づき、タクシーが不足する地域・時期・時間帯の特定を行う。そして、これに基づき、タクシー事業者が運送主体となり、地域の自家用車・ドライバーを活用し、アプリによる配車とタクシー運賃の収受が可能な運送サービスを2024年4月から提供する（道路運送法第78条第3号に基づく制度の創設）。また、この制度の創設に向け、ドライバーの働き方について、安

1 昭和26年法律第183号。

2 昭和45年法律第75号。

全の確保を前提に、雇用契約に限らずに検討を進める。

さらに、この新たな仕組みと合わせ、従来の自家用有償旅客運送制度（道路運送法第78条第2号）について、移動の足の確保に係る地方自治体の責務に照らして様々な障害があるとの地域の声を踏まえ、2023年内から使い易い制度へ大幅に改善していく。

このため、同制度の適用対象となる交通空白地に夜間など時間帯の概念を取り込み拡大するほか、対価の目安の引き上げ（タクシー運賃の約8割）やダイナミックプライシングの導入等を実施する。また、地域公共交通会議等における協議において地方自治体の長が判断できるよう制度の改善を図る。さらに、自家用有償旅客運送への多様な主体の参画を促すべく、運送の実施主体からの受託により株式会社が参画できることを明確化する。

加えて、道路運送法の許可又は登録の対象外の運送（無償運送）について、アプリを通じたドライバーへの謝礼の支払いが認められることを明確化することで、利便性を向上する。

上記の方策について、できるものから早期に開始し、実施効果を検証するとともに、タクシー事業者以外の者がライドシェア事業を行うことを位置付ける法律制度について、2024年6月に向けて議論を進めていく。

（自動運転の事業化）

自動運転レベル4の社会実装・事業化を後押しするため、全都道府県で自動運転に係る事業性の確保に必要な初期投資に係る支援の予算措置をした。また、デジタルライフラインの全国整備の一環として、2024年度よりデジタル情報配信道³等の整備を進める。自動走行車両を巡る交通事故等に関する社会的なルールの在り方について、専門家・関係省庁により検討を行う場を2023年12月に設置し、2024年5月目途で一定の結論を得る。

さらに、道路交通法⁴、道路運送車両法⁵に基づく走行に係る審査に必要な手続きの透明性・公平性を確保するための方策について、2024年春に一定の結論を得るべく、警察庁、国土交通省等関係省庁において検討を進める。検討に当たっては、2023年11月に発足した「レベル4モビリティ・アクセラレーション・コミッティ」及び今後各都道府県に新設される「レベル4モビリティ・地域コミッティ（仮称）」において行われる、個別事業における審査手続に関する議論との連携を行う。

3 デジタル情報配信道とは、車両走行の円滑性や安全性を高めるためにデジタル情報を道路インフラから配信するなど、ハード・ソフト・ルールの面から自動運転車の社会実装等を支援する道路である。なお、デジタル情報配信道は、自動運転車の走行範囲に制約を課すものではない。

4 昭和35年法律第105号。

5 昭和26年法律第185号。

地域交通における「担い手」「移動の足」不足への対応・ 全都道府県での自動運転サービス展開に向けた取組

令和5年12月20日
国土交通省

地域の自家用車・ドライバーの活用（道路運送法第78条第3号関係）

地域の自家用車・ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする制度を導入

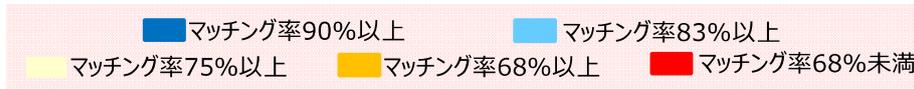
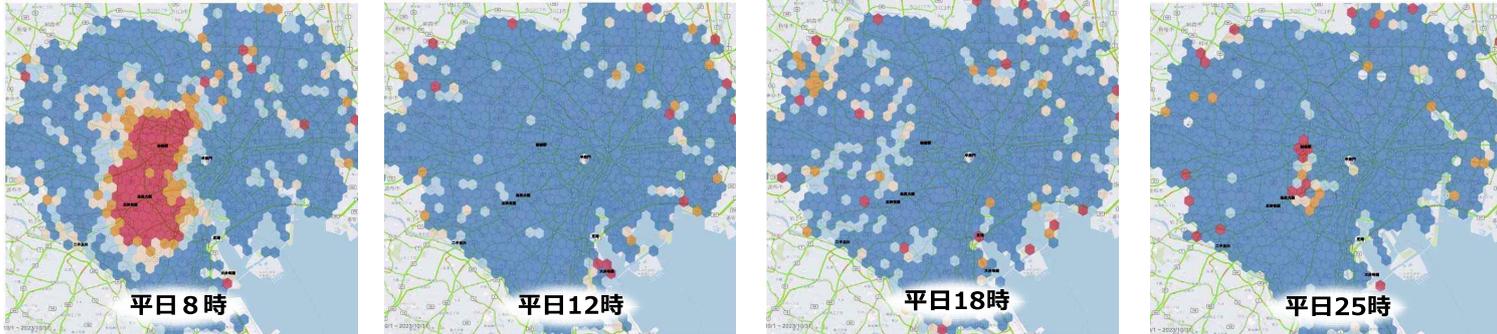
ご意見	改革内容	実施時期
<ul style="list-style-type: none"> ○移動需要は変動性が高く、タクシー不足が顕在化しているケースがある ○安全を確保しつつ、ドライバー不足を補完できるよう、新たな制度を創設すべき ○実効性あるドライバー確保を可能にするため、様々な働き方ができるようにすべき ○新たな事業者が参入できるようにすべき 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ タクシー配車アプリデータを活用して、タクシーが不足する地域・時期・時間帯を特定 ▶ これに基づき、地域の自家用車・ドライバーを活用して、タクシー事業の一環として運送サービスを提供する ▶ 安全の確保を前提に、労働条件など担い手確保に必要な要素を考慮して、雇用契約に限らず検討 ▶ 既存のタクシー事業者以外の新たな事業者が新規参入できる環境の整備について検討 	<p>年度内に制度を創設し、速やかに実施</p> <p>上記の制度設計と併せて検討</p> <p>上記の制度設計と併せて検討</p>
		

●タクシー配車アプリデータを活用し、タクシーが不足している地域、期間、時間帯を明確化。

【アプリ導入済みの地域】

○配車アプリ各社の協力を得ることにより、全国の70%以上の地域（人口ベース）においてデータを活用

（例）東京エリアの抽出データ



○客観指標化されたデータに基づき、その不足分について、**地域の自家用車・ドライバーを活用**

【アプリ導入が進んでいない地域】

- まずは、**無線配車の状況、関係者ヒアリング等**により、不足状況を分析し、その不足分について、地域の自家用車・ドライバーを活用
- 今後、**アプリ導入を促進**し、デジタルデータでタクシー不足の状況を見える化

自家用有償旅客運送制度の改革（道路運送法第78条第2号関係）

●自家用有償旅客運送制度を徹底的に見直し、実施しやすさを向上

ご意見	改革内容	実施時期
○夜間は「交通空白」なのに導入できない	➢ 「交通空白地」の目安を数値で提示するとともに、夜間など「 時間帯による空白 」の概念も取り込む	年内
○自家用有償の実施主体に株式会社を追加すべき	➢ 実施主体からの受託により株式会社が参画できることを明確化	年内
○観光地における輸送力が不足している	➢ 観光地において宿泊施設が共同で車両を活用することを促進	年内
○採算性の改善、運転手の確保などが課題	➢ 「対価」の目安を タクシー運賃の「約8割」 とする ➢ 一定のダイナミックプライシングを導入する ➢ 自家用有償の運賃を弾力化することにより、タクシーとの共同運営の仕組みを構築する	年内 年度内 6月まで
○地域公共交通会議等における調整が困難	➢ 「交通空白地」の判断をはじめ、自家用有償の導入や運賃などについて、 一定期間内に結論 が出ない場合には首長が判断できるよう見直し	6月まで
○「市内限定」など、運行区域が厳格で不便	➢ 運行区域を柔軟に設定 することを促すよう見直し	6月まで

●タクシー運転手の不足を解消するため、地理試験を廃止するとともに、法定研修の見直し

ご意見	改革内容	実施時期
<p>【地理試験】 カーナビやアプリが浸透した現代においては廃止すべき</p>	<p>▶ 地理試験を廃止する省令改正のパブリックコメントを開始</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>本日</p>
<p>【法定研修】 法令上求められている研修期間（現在10日間）を見直すべき</p>	<p>▶ 研修期間の要件を撤廃</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>年度内</p>

年明けから、P1～P4の施策の実施効果を検証しつつ、タクシー事業者以外の者がライドシェア事業を行うことを位置付ける法律制度について、6月に向けて議論